

## 陳 述 書 (2)

2013年9月30日

東京高等裁判所第10民事部 御中

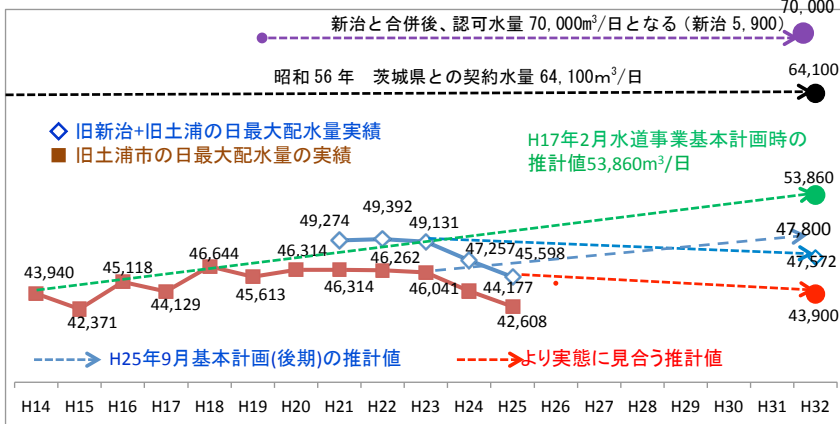
古 沢 喜 幸

### 1 日最大計画配水量の変遷

平成18年2月、旧新治村との合併で土浦市の将来の日最大配水量計画(茨城県との合意の認可計画 甲90)は70,000m<sup>3</sup>/日になりました。合併の前年、平成17年3月、土浦市水道事業基本計画で平成32年度の日最大計画配水量を53,860 m<sup>3</sup>/日に変更しましたが、茨城県との契約水量64,100 m<sup>3</sup>/日は現在まで是正されていません。

土浦市は、平成23年5月の右籾配水場整備基本設計業務委託報告書で、平成32年度の旧土浦市(新治村との合併前の土浦市)の人口を、145,200人から137,900人へ、一日最大配水量を53,860 m<sup>3</sup>/日から47,800 m<sup>3</sup>/日に見直しました。

そして今年、平成25年9月、土浦市水道事業基本計画(後期)で、平成32年度の日最大配水量の計画をより実態に合う水量47,572 m<sup>3</sup>/日にしました。しかしながらこの推計は、平成23年度の実績を基にしています。土浦市全体の約94%を占める平成23年度の日最大配水量は、7月15日の46,041 m<sup>3</sup>/日でしたが、平成24・25年度に急減し、平成25年度実績は42,608 m<sup>3</sup>/日です。急減した原因は、不明水量(悪質ないたずらか又は盗水等の人為的な水抜き。一日当たりの配水量から有収水量を差し引いたものです。)が大幅に減少したことによるものと考えられます。ちなみに、平成23年7月度の日平均不明水量は5,977 m<sup>3</sup>/日、24年7月度は3,351 m<sup>3</sup>/日、平成25年7月度は2,889 m<sup>3</sup>/日でした。調査開始以来最も不明水量が少なかった月は、平成24年11月度の1,773 m<sup>3</sup>/日でしたから、不明水防止対策を強化していけばさらに不明水量が減り、それに伴って日最大配水量が減少するものと考えられますから、次のページの赤い点線のように緩やかに減少し、平成32年度には43,900 m<sup>3</sup>/日ほどになるものと推計できます。不明水量が減るということは、有収率が上がるということです。平成24年度の有収率は、93%に上がりました。平成25年度はもっと上昇するものと予想されます。なお、この不明水量は、単なる漏水では説明がつかいません。何故なら、単なる漏水ならば上記のような、季節による変動があるはずがないからです。



43,900 m³/日は認可計画 70,000 m³/日の 63%です。計画の 70,000 m³/日がいかに現実離れした計画水量であるかが明らかであります。一から十まで茨城県による押しつけに基づいて土浦市が具体的な計画を立てたのであります。責任はすべて茨城県にあります。茨城県は真摯に反省し、土浦市の損失約 50 億円を補てんすべきです。

## 2 東日本大震災と土浦市の水道

土浦市の 4 か所の配水場(旧新治村の配水場も含む)は、東日本大震災による被害が全くありませんでしたが、液状化で茨城県の霞ヶ浦浄水場の送・配水管が被害を受け、約 3 日間の断水を余儀なくされました。つくば市の水道も断水しましたが、同じ理由です。この災害で大きな役割を發揮したのが井戸水でした。土浦市には、井戸水と水道水を併用している世帯が多く、「自由に井戸水をご利用ください」の張り紙が目立つところに数多く貼られ、大勢の市民が救われました。私は、常々、「震災対策なら地下水の利用」と主張してきましたが、この通りの結果になりました。震災対策という理由で数十億円、数百億円の設備を行うよりも、公共の施設等への地下水利用の設備を設置するほうがはるかに安く、そしてどんな事故にも対応することができます。

もし、八ッ場ダムがあったとしても、今回の震災には、全く何の役にも立ちませんでした。

自治体は、井戸水を使っている世帯を把握し、非常時の場合はご協力を頂けるような契約を交わすことが重要であると感じます。

## 3 建設省=国土交通省の責任は重大である

最後に、茨城県の背後に当時の建設省が存在していたことは明らかです。水需要量を最大限に膨れ上がらせ、それに対応できるダムの建設が必要になるからです。八ッ場ダムもその対象の一つであります。従いまして諸悪の根源は旧建設省であることは疑う余地がありません。国の借金は来年の今頃 1,100 兆円を超えるといわれています。いつ財

政が破たんしてもおかしくありません。絶対に避けなくてはなりません。裁判長におかれましては、これ以上日本から巨大公共事業の無駄遣いをなくすべきご判断を求めて私の陳述を終わります。

#### 4 前回の陳述書(甲 74)の訂正

前回の私の陳述書の中で、甲 A、甲 B、甲 C となっている箇所がありますが、次の通りに訂正します。

- ・ 甲 A→甲 91
- ・ 甲 B→甲 76～79
- ・ 甲 B-1→甲 76
- ・ 甲 B-2→甲 77
- ・ 甲 B-3→甲 78
- ・ 甲 B-4→甲 79
- ・ 甲 C→甲 75